

# 【震-6】フェリーターミナル拠点形成における官民連携導入可能性調査

(対象箇所: 岩手県宮古市)

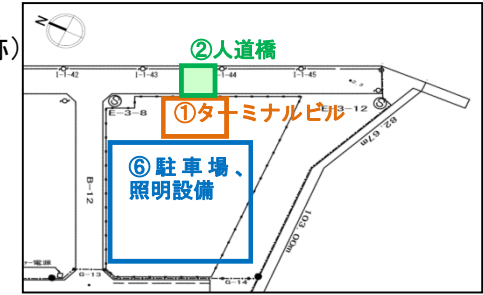
【実施主体】岩手県  
平成27年度

## 調査目的・これまでの経緯

岩手県では、宮古港へのフェリー就航にあたり、ターミナルビル(津波避難ビルを兼ねる)を建設する予定であるが、地域の賑わいを創出し、震災復興と発展に寄与する効果を狙うことが課題である。  
本調査では、上記施設を周囲の観光資源と結びつけ、地域の賑わい拠点として整備・運営・維持管理する官民連携手法について検討した。  
平成23年8月 岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画策定  
平成25年3月 岩手県重要港湾利用促進戦略を策定(フェリー誘致を位置づけ)  
平成27年3月 宮古港～室蘭港のフェリー航路開設を公表  
平成27年8月 宮古港カーフェリー航路開設に伴う基礎調査を実施

## 施設の概要

宮古港フェリーターミナルビル(仮称)  
建築面積: 約700㎡  
延床面積: 約2,100㎡(3階建)  
※津波避難ビルを兼ねる  
※乗船受付、待合室等  
関連施設  
人道橋(ボーディングブリッジ)  
駐車場  
照明設備等



## 調査結果

### 1. 事業条件の整理

- 事業条件を整理した上で、下記の理由によりフェリーターミナルの維持管理・運営業務を検討範囲として、官民連携手法の導入可能性の検討を行った。
  - フェリー就航に向けて平成29年度末までにターミナルビルを竣工させる必要があるが、施設整備を含むPFI等の長期包括的な事業手法を導入するには、事業者選定等に要する期間を確保することが工程上困難であることが分かったため。

### 2. 事業スキームの検討

スキーム	概要	評価・留意事項
①県と市が指定管理契約	県と市の間で指定管理契約を締結し、市(指定管理者)が直営及び民間事業者への一部業務委託により維持管理・運営を行う。	○下記の課題がなく、現時点で実現可能性が高い。
②市と民間事業者が指定管理契約	県と市の間で、対象施設を市の公の施設に位置づけて市が維持管理・運営を行う旨の基本協定(覚書)を締結し、市と民間事業者が指定管理契約を締結し、民間事業者(指定管理者)が維持管理・運営を行う。	△市場調査によると、実施可能な民間事業者の確保が困難であり、現時点で実現可能性が低い。
③民間事業者への使用許可による管理	市や民間事業者が指定管理契約を許容できない場合に、県が民間事業者に対象施設の一体的な使用許可を行うとともに、民間事業者が自主運営できない範囲について、業務委託契約により維持管理・運営を行う。	△使用許可による自主運営範囲が限定され、従来の業務単位ごとの単年度契約が基本となるため、維持管理・運営の効率化が期待できない。

### 3. 市場調査

- 関係自治体(宮古市)との事前協議及び船社、近傍の道の駅・みなとオアシス運営会社を対象としたヒアリング調査を行い、上記①の事業スキームが望ましいこと、震災復興・地域活性化に向けた連携可能性等を確認した。

### 4. 事業スキームの精査

- 売店・食堂の取扱いは、市場調査結果等より、現段階では船社関連会社等による自動販売機等のサービス形態(指定管理業務対象外)を想定し、今後近傍の地元店舗等の参加可能性を検討する方針とした。
- 上記検討結果を踏まえ、事業スキーム(右図参照)を構築した。

### 【本事業の推進により期待されるメリット・効果】

- ターミナルビルの維持管理・運営業務の効率化(コスト縮減)
- 閉伊川水門道路整備等と合わせた宮古港周辺の観光施設(シートピアなあと、浄土ヶ浜遊覧船等)や中心市街地との連携強化による賑わいの創出
- 復興道路(三陸沿岸道路等)の整備と合わせた物流拠点としての機能向上

## 今後の展望

### ■今後の予定

平成28年度	対象施設等の詳細設計 事業に係る関係者協議
平成29年度	対象施設等の整備工事 維持管理・運営条件の決定
平成30年度	フェリー運航開始

### ■事業化にあたっての課題

- 多様な主体の連携による円滑な事業推進(タイトな工程への対応)
  - 定期的な関係者協議会(県・市・船社・地元企業等)等による情報共有と事業調整等
- フェリーターミナルに係る事業条件の詳細化
  - 売店・食堂及び駐車場の運営体制を踏まえた整備計画の精査
  - ターミナルビルの収益部分(運航に関連する範囲)と共益部分の明確化と使用料の決定
  - 駐車場の管理条件と管理体制の構築(通常時・繁忙期)
  - 公共交通機関等との連携
  - 周辺店舗との連携による売店・食堂の導入可能性の検討

【事業スキーム図】

